資料4

他市の参画・協働条例　一覧

自治体名		奈良県　奈良市	福島県　郡山市	滋賀県　大津市	兵庫県　芦屋市	大阪府　八尾市	兵庫県　西宮市	福井県　福井市
条例名		奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例	郡山市協働のまちづくり推進条例	大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例	西宮市参画と協働の推進に関する条例	福井市市民協働の促進及び非営利公益市民活動の促進に関する条例
施行		平成21年7月1日	平成22年7月1日	平成23年4月1日	平成19年4月1日	平成18年6月1日 平成24年10月1日改正	平成20年7月28日	平成16年4月1日
人口（平成25年4月1日）		364,836人	327,296人	341,489人	94,105人	270,029人 （平成25年3月末日）	484,516人	267,509人
総則	目的	○	○	○	○	○	○	○
	定義	○	○	○	○	○	○	○
基本理念等	理念	○		○				○
	基本原則	○	○		○	○ ○（参加する権利） ○（協働の推進）	○	
市民等の役割及び市の責務	市民の役割	○	○	○	○	○	○	○
	市民公益活動団体の役割	○	○	○				
	非営利公益市民活動団体の役割							○
	事業者の役割	○	○	○				○
	学校の役割	○						
	市の責務	○	○	○ ○（啓発及び研修）	○	○	○	○
市民公益活動の推進	情報の収集及び共有	○	○	○		○		
	学習機会の提供等	○	○	○				
	拠点施設の機能の充実	○		○	○			
	高等教育機関との連携		○					
	市民活動団体等への支援				○	○		
市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進のための施策	市の施策							○
	協働事業の推進							○
	意見等の提出							○
非営利公益市民活動促進基金	非営利公益市民活動促進基金の設置							○
	積立て							○
	管理							○
	運用益金の処理							○
	繰替運用							○
	処分及び助成							○
市政への参画及び市との協働	市政への参画の機会等	○		○	○	○（対話の場）	○	
	市民参加の方法及び実施	○	○	○	○（市民参画の手続） ○（ワークショップ） ○（パブリックコメント）	○（市民意見提出制度）	○（説明会等） ○（意見提出手続）	
	会議の公開	○						
	審議会等の委員の選任	○			○	○		
	市が行う業務における協働機会の拡大	○						
	ゆかりがある人々とのつながり		○					
	地域資源の活用		○					
	行政評価					○		
	市民参画の手続の実施時期				○			
	市民参画の手続の公表				○	○		
	実施予定及び実施状況の公表				○			
	青少年及び子どもの参加の機会の保障		○			○		
市民提案	市民提案		○		○			
	政策提案手続						○	
	政策公募手続						○	
	実施方法等						○	
	附属機関等						○	
	その他の措置						○	
	住民投票						○	
	協働事業提案手続						○	
コミュニティ活動の推進						○ （校区まちづくり協議会）	○	
推進計画		○	○	○	○	○		
取り組みの公表							○	
基金の設置		○		○				
進捗管理の審議会		○	○	○	○		○	○
条例の検討		○		○	○	○		
委任				○			○	○
コミュニティ政策について						（校区まちづくり協議会） 第10条の2 市民は、第5条に規定する議論の場又は前条に規定する対話の場で出された地域における社会的な課題の解決を図り、及び地域のまちづくりを推進する組織として、小学校区ごとに一を限り、校区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。 2 市は、協議会の設置に関し必要な事項を別に定めるものとする。 3 協議会は、民主的に、かつ、市民に開かれた運営を行うとともに、当該校区の市民の意見を反映した地域のまちづくりを行うものとする。 4 市は、協議会が策定したわがまち推進計画に基づき行う地域のまちづくりに対し、必要な支援を行うものとする。ただし、財政支援については、予算の範囲内で行うものとする。 5 市は、前項に規定する支援の実施に当たり、その支援の範囲、方法その他の必要な事項を別に定めるものとする。	（コミュニティ活動の推進） 第16条 市民等は、快適な暮らしの実現のため、自主的にコミュニティ活動にかかわるとともに、地域が抱える課題を共有し、解決に向けて互いに協力するよう努めるものとする。 2 市の機関は、コミュニティ活動を尊重するとともに、地域が抱える課題の解決のために適切な支援に努めるものとする。	
NPO政策について								（非営利公益市民活動団体の役割） 第5条　非営利公益市民活動団体は、基本理念に基づき、自己の責任の下に活動し、開かれた運営によりその活動内容が広く市民に理解されるよう努めるものとする。 2　非営利公益市民活動団体は、その活動に伴う社会的責任を自覚し、市民の参加を促進するとともに、その活動を担う人材の育成に努めるものとする。 （市の施策） 第8条　市は、市民、非営利公益市民活動団体及び事業者と協力し、次に掲げる施策に取り組むものとする。 (1) 市民協働による事業の推進及び評価に関する施策 (2) 市民及び職員の意識の醸成に関する施策 (3) 非営利公益市民活動を促進するための環境整備に関する施策 (4) 非営利公益市民活動を総合的に促進するための施設整備に関する施策 (5) 前各号に掲げるもののほか、市民協働の推進及び非営利公益市民活動の促進に必要な施策 （協働事業の推進） 第9条　市は、非営利公益市民活動団体に対し、公共サービスのうちその特性を活かすことのできるものについて、委託その他の方法により協働の機会を拡大するよう努めるものとする。 2　市は、前項の規定による協働の機会の拡大に当たっては、非営利公益市民活動団体の自主性及び自立性を尊重し、並びに公平性・公正性及び透明性の確保に努めるものとする。